

平成29年第1回（5月）臨時会

# 東伊豆町議会会議録

平成29年 5月19日 開会

平成29年 5月19日 閉会

東伊豆町議会

## 平成29年第1回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月19日）

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	4
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	6
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）	9
○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））	10
○報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	12
○議長の辞職の件について	14
○日程の追加について	15
○議長の選挙	15
○日程の追加について	18
○副議長の辞職の件について	18
○日程の追加について	19
○副議長の選挙	19

○常任委員会委員の選任について……………	2 1
○議会運営委員会委員の選任について……………	2 2
○議会広報編集委員会委員の選任について……………	2 2
○東河環境センター議会議員の選挙……………	2 3
○伊豆斎場組合議会議員の選挙……………	2 4
○一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙……………	2 5
○駿東伊豆消防組合議会議員の選挙……………	2 6
○同意案第 1 号 東伊豆町監査委員の選任について……………	2 7
○同意案第 2 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 8
○同意案第 3 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 8
○同意案第 4 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 8
○同意案第 5 号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について……………	2 9
○同意案第 6 号 東伊豆町固定資産評価員の選任について……………	3 0
○東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙……………	3 2
○町長挨拶……………	3 3
○閉会の宣告……………	3 4
○署名議員……………	3 5

## 平成29年第1回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

平成29年5月19日(金) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 7 報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議長の辞職の件について
- 日程第 9 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 議会広報編集委員会委員の選任について
- 日程第12 東河環境センター議会議員の選挙
- 日程第13 伊豆斎場組合議会議員の選挙
- 日程第14 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙
- 日程第15 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙
- 日程第16 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について
- 日程第17 同意案第2号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第18 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第19 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第20 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 日程第21 同意案第6号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

日程第 2 2 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

追加日程第 1 議長の選挙

追加日程第 2 副議長の辞職の件について

追加日程第 3 副議長の選挙

---

出席議員（12名）

1 番	笠井政明君	2 番	稲葉義仁君
3 番	栗原京子君	5 番	西塚孝男君
6 番	内山愼一君	7 番	飯田桂司君
8 番	村木脩君	10 番	藤井廣明君
11 番	森田禮治君	12 番	鈴木勉君
13 番	定居利子君	14 番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木忠一君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	遠藤一司君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	齋藤匠君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	健康づくり課参事	村上則将君
農林水産課長	鈴木伸和君	農林水産課参事	山田義則君
観光商工課長	森田七徳君	建設産業課監	桑原建美君
防災課長	竹内茂君	会計課長兼 会計管理	正木三郎君
教育委員会 事務局長	坂田辰徳君	水道課長	石井尚徳君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	向井青一君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 開会前に御報告します。

当局側から説明員の配置の変更申し出があり、これを許可しましたので、変更後の議場配置図もお配りしてございます。御確認を願います。

また、4月1日付の人事異動にて、役職が変わりました管理職の方々の紹介をいたします。管理職の皆さんは名前を呼びますので御起立ください。

まず、総務課長、梅原裕一君、観光商工課長、森田七徳君、建設課技監、桑原建美君、会計課長兼会計管理者、正木三郎君、税務課長、福岡俊裕君、以上でございます。

それでは、改めまして、皆様おはようございます。

平成29年東伊豆町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会は、議員申し合わせ事項による2年の任期到来による改選、また改選に伴う人事案件などについての御審議をいただく会議であります。

提出議案は、町長から専決処分の承認案、監査委員の選任、稲取財産区管理委員の選任など10議案が予定されております。

議会からは、各委員会の委員選任、一部事務組合議会議員の選挙、また選挙管理委員及び補充員の選挙について、それぞれ御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、今後2年間、それぞれ議員としての役職を務めていただくこととなりますので、慎重に御審議の上、議事が円滑に進行されますよう御協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成29年東伊豆町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、建設課長より本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので御報告します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

風薫る新緑の爽やかな季節を迎えました。平成29年第1回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年から進めておりました伊豆東部総合病院の新病棟建てかえ工事がこのほど完成し、名称も康心会伊豆東部病院に改められ、5月8日から新病院での診療が開始されました。現行の診療科目に加えまして、新たに小児科と眼科が設置されたことによりまして、これまで以上に充実した医療が提供されるものと、町といたしましても大きな期待を寄せているところであります。

今年の大型連休は天候に恵まれ、絶好の行楽日和となりました。気になる当町の現状の状況でございますが、大型連休中の宿泊状況につきましては、ほぼ前年並みとなった模様であります。長期休暇がとりやすい休日の配列の中、5連休となる後半に来誘客が集中いたしました。町内観光施設の来町者数は各施設とも前年を2桁以上上回る盛況ぶりとなり、さらに細野高原の山菜狩りは57%を超える大幅増の入園者数で、細野高原の知名度が高くなってきていることが影響しているものと考えられます。

さて、本臨時会には専決処分の承認案3件、報告案1件、さらに人事案件の御審議をお願いすることとしております。

専決処分に関しましては、法改正に伴う町税賦課徴収条例及び道路占用料等徴収条例の一部改正を処分したところでございます。

また、去る4月18日の大雨の影響により被災いたしました町道磯脇線について、早急に復旧する必要が生じたため、補正予算（第1号）を専決処分とさせていただいたところでございます。

報告案件につきましては、平成28年度一般会計の繰越明許費繰越計算書の繰越額の確定に伴い、報告をさせていただくものであります。そのほか、人事案件を提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、本日は先ほど議長からも御挨拶がありましたように、議会人事が予定されております。円滑に行われますよう、心から念願する次第であります。

議員各位におかれましては、ますます御健勝で御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議事日程に従い議事を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、栗原議員、5番、西塚議員を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

---

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第 3 これより諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 4 専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税  
賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第 4 専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成29年度の税制改正によりまして、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年 3 月27日に成立し、同年 3 月31日に公布されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の一部の改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、3 月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第 1 号 専決処分の

承認を求めることについて、御説明いたします。

平成29年度地方税の税制改正におきましては、個人住民税関係、固定資産税関係及び軽自動車税関係につきまして、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により御説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

1点目、個人住民税関係の配偶者控除等の見直しに伴う定義規定の改正につきましては、地方税法等の改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが図られ、控除対象配偶者の定義が改められたことから、条例につきましても、定義規定を改める内容でございます。現行では、控除対象配偶者は納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者と定義されておりますが、改正後の条例につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、新たに同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者を控除対象配偶者と定義いたします。前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者につきましては、配偶者特別控除と同様に配偶者控除が適用されないこととなります。

なお、当町では、平成28年度課税における配偶者控除の対象者は1,447人で、うち1,000万円を超える納税義務者は11人ございました。

また、配偶者特別控除につきましては、配偶者の前年の合計所得金額が38万円を超え76万円以下の者に適用されておりましたが、今回の税制改正により、90万円を超え123万円以下の者に適用されることとなります。

2点目、固定資産税関係の固定資産税等の特例措置につきましては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対して講じられております課税標準の特例措置につきまして、2分の1を参酌して、3分1以上、3分の2以下の範囲内において、条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準の価格とする、いわゆるわがまち特例が導入されたことに伴い、参酌基準及び改正前の地方税法の規定に準じ、当町の条例で定める割合を2分の1とする内容でございます。

保育の受け皿整備促進のため、地方税法第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業、同条第29項に規定する居宅訪問型保育事業、または同条30項に規定する定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産が対象となりますが、当町におきましては特例措置が適用される固定資産はございません。

3 点目、軽自動車税関係のグリーン化特例の見直しにつきましては、平成28年度及び平成29年度に行われております特例措置について、今回の税制改正により重点化を行った上で、平成30年度及び平成31年度につきましても実施されることとなりました。

具体的には、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初度登録した車両につきましては、平成30年度分の軽自動車税について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初度登録した車両につきましては、平成31年度分の軽自動車税について、グリーン化特例を適用させるものでございます。

軽自動車税の75%軽減対象者は、これまでどおり電気自動車及び天然ガス自動車とする基準が据え置かれ、軽自動車税の50%軽減対象者は、2020年度燃費基準値より30%以上燃費性能のよいものに、軽自動車税の25%軽減対象者は、2020年度燃費基準値より10%以上燃費性能のよいものに、それぞれ基準が見直されたことから、関係条文の規定を改める内容でございます。

4 点目、その他といたしまして、地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備を行っており、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税制度、居住用超高層建築物の専有部分の補正及び自動車メーカーの燃費不正問題を受け、燃費不正があった場合の納税に関する規定などを改めたところでございます。

なお、平成28年度分の燃費不正問題に係る当町の実態につきましては、軽四輪の乗用車で19台に上り、不足額の5万1,300円につきましては、不正を行ったメーカーが購入した個人にかわり納付しております。

最後に、施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は平成31年1月1日から、附則第10条の2第18項の規定は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するというので、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第5 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町道路  
路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第5 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例）提案理由を申し上げます。

現行の東伊豆町道路路占用料等徴収条例において、ガス事業法の改正に伴い、平成29年3月24日付で静岡県道路路占用料等徴収条例の一部が改正されましたので、関係する徴収条例の一部を改正いたします。

詳細につきましては、建設課技監より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 建設課技監。

○建設産業課技監（桑原建美君） ただいま上程いたしました東伊豆町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、条文の朗読をもって説明いたします。

それでは、お手元の資料をお開きください。

東伊豆町条例第9号、平成29年3月31日。

東伊豆町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東伊豆町道路路占用料等徴収条例（平成14年東伊豆町条例第12号）の一部を次のように改正

する。

第4条第5号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附則。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

引き続き、次のページ、新旧対照表をお開きください。

本則、（占用料の減免）第4条において、改正前では同条第5号「ガス事業法（平成29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者の設けるガス管」となっておりますが、改正後は、同条第5号「第2条第12項に規定するガス事業者の設けるガス管」に改め、静岡県条例改正に合わせるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第6 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））

○議長（村木 脩君） 日程第6 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

この専決処分につきましては、去る4月18日の大雨の影響により被災した町道磯脇線について、早急に復旧する必要があるため、平成29年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)を処分をしたものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(梅原裕一君) ただいま提案されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについての平成29年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)について、概要を御説明いたします。

平成29年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,900万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

18款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に500万円を追加し、2億3,100万円といたします。1節財政調整基金繰入金、細説1財政調整基金繰入金500万の増は、今回の補正における不足額を補填措置いたしました内容でございます。

次に、3、歳出について御説明いたします。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正前の金額に500万円を追加し、584万2,000円といたします。事業コード1道路災害復旧事業、15節工事請負費、細説2町道磯脇線災害復旧工事500万円の増につきましては、町道磯脇線におけ

るのり面崩壊の復旧に係る工事請負費の増額措置であります。

恐れ入りますが、2ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額47億3,400万円に500万円を追加し、47億3,900万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額47億3,400万円に500万円を追加し、47億3,900万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額、一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第3号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第7 報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（村木 脩君） 日程第7 報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、個人番号関連事務事業、臨時福祉給付金給付事業(経済対策分)、道路新設改良事業、以上3事業の総額1億2,382万8,000円のうち、1億2,364万6,000円を平成29年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(梅原裕一君) ただいま提案されました報告第2号 平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明させていただきます。

本件につきましては、平成29年度東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました3事業につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成28年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております。

個人番号関連事務事業では、個人番号カード等交付事業費交付金が101万7,000円、臨時福祉給付金給付事業(経済対策分)では、給付金並びに事務費として4,262万9,000円、道路新設改良事業では、道路橋定期点検委託料、湯ノ沢草崎線のり面対策工事、小橋熱川線熱川橋補修工事、稲取片瀬線舗装補修工事で計8,000万円。

以上、3事業合計で1億2,364万6,000円を平成29年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。



以上で報告を終わります。

ここで10時10分まで休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○副議長（山田直志君） 休憩を閉じ再開します。

会議規則の定めにより、しばらくの間、議長の職を務めます。

---

#### ◎日程第8 議長の辞職の件について

○副議長（山田直志君） 日程第8 議長の辞職の件を議題とします。地方自治法第117条の規定により、村木議員の退場を求めます。

（8番 村木 脩君退場）

○副議長（山田直志君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（向井青一君） 朗読します。

平成29年5月12日。

東伊豆町議会副議長、山田直志殿。

東伊豆町議会議長、村木脩。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長（山田直志君） お諮りします。村木議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山田直志君） 異議なしと認めます。よって、村木議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

村木議員の入場を許可します。

（8番 村木 脩君入場）

○副議長（山田直志君） 前議長の村木議員に退任の御挨拶をお願いいたします。

壇上よりお願いいたします。

○8番（村木 脩君） 本日で議長を辞職しました村木でございます。

2年間、皆様の御協力のおかげでつつがなく務めさせていただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりして御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○副議長（山田直志君） 村木議員、2年間大変御苦労さまでした。

---

#### ◎日程の追加について

○副議長（山田直志君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、議長選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（山田直志君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議事日程配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○副議長（山田直志君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎追加日程第1 議長の選挙

○副議長（山田直志君） 追加日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(山田直志君) ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、内山議員及び7番、飯田議員を指名します。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(山田直志君) 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○副議長(山田直志君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する人なし)

○副議長(山田直志君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(山田直志君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票願います。

○議会事務局長(向井青一君) 1番、笠井議員、2番、稲葉議員、3番、栗原議員、5番、西塚議員、6番、内山議員、7番、飯田議員、8番、村木議員、10番、藤井議員、11番、森田議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

(投票)

○副議長(山田直志君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(山田直志君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

6番、内山議員及び7番、飯田議員は、開票の立ち会いをお願いします。

壇上のほうへお越しくください。

(開 票)

○副議長（山田直志君） これより、選挙結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、飯田議員12票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、飯田議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（山田直志君） ただいま議長に当選されました飯田議員が会場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

7番、飯田議員は壇上より就任の御挨拶をお願いいたします。

(7番 飯田桂司君登壇)

○議長（飯田桂司君） 大変貴重なお時間を申しわけございません。

ただいま議長選出ということで、早々に御指名をいただきまして、何分にもふなれな未熟者でありますので、皆様のお力をいただき、議事進行、議会運営を図っていきたく思いますので、御指導、御鞭撻をよろしくをお願いいたします。

○副議長（山田直志君） これで私の役割は全て終了しました。退席をしたいと思います。議員各位には御協力に対し、心から感謝申し上げます。

新議長には恐れ入りますが、議長席のほう、御着席をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程の追加について

○議長（飯田桂司君） ただいま副議長の山田議員より副議長の辞職願が提出されました。これを議事日程に追加して、副議長の辞職の件についてを議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎追加日程第2 副議長の辞職の件について

○議長（飯田桂司君） 追加日程第2 副議長の辞職の件についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、山田議員の退場を求めます。

（14番 山田直志君退場）

○議長（飯田桂司君） 事務局長より辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（向井青一君） 朗読します。

平成29年5月19日。

東伊豆町議会議長、飯田桂司殿。

東伊豆町議会副議長、山田直志。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（飯田桂司君） お諮りします。山田議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、山田議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

山田議員の入場を許可します。

（14番 山田直志君入場）

○議長（飯田桂司君） 前副議長の山田議員に退任の御挨拶をお願いします。

○14番（山田直志君） 2年間、いろいろとお世話になりました。

村木議長のもとで十分事ができたかという疑問は感じておりますけれども、今後ともまた皆さんとともに議員活動を頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（飯田桂司君） 山田議員、2年間大変御苦労さまでした。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（飯田桂司君） お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3とし、副議長の選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎追加日程第3 副議長の選挙

○議長（飯田桂司君） 追加日程第3 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（飯田桂司君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、村木議員及び10番、藤井議員を指名します。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、両名が立会人に決定しました。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（飯田桂司君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名となっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（飯田桂司君） 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、投票をお願いします。

○議会事務局長（向井青一君） 1番、笠井議員、2番、稲葉議員、3番、栗原議員、5番、西塚議員、6番、内山議員、7番、飯田議員、8番、村木議員、10番、藤井議員、11番、森田議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員、14番、山田議員。

（投票）

○議長（飯田桂司君） 投票漏れはありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

8番、村木議員及び10番、藤井議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（飯田桂司君） これより、選挙の結果を報告します。投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票11票、無効投票1票です。

有効投票のうち、西塚議員7票、内山議員4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、西塚議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（飯田桂司君） ただいま副議長に当選されました西塚議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

5番、西塚議員は、壇上より就任の御挨拶をお願いします。

(5番 西塚孝男君登壇)

○副議長（西塚孝男君） 推挙された西塚です。何分ふなれですけれども、皆さんの協力を得て、新議長を補佐していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（飯田桂司君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時41分

再開 午後 2時45分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

---

### ◎日程第9 常任委員会委員の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第9 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、笠井議員、5番、西塚議員、6番、内山議員、10番、藤井議員、12番、鈴木議員、13番、定居議員、



以上6名を総務経済常任委員に、2番、稲葉議員、3番、栗原議員、7番、飯田議員、8番、村木議員、11番、森田議員、14番、山田議員、以上6名を文教厚生常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 議会運営委員会委員の選任について

○議長(飯田桂司君) 日程第10 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、笠井議員、3番、栗原議員、6番、内山議員、10番、藤井議員、12番、鈴木議員、以上5名を議会運営委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 議会広報編集委員会委員の選任について

○議長(飯田桂司君) 日程第11 議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、1番、笠井議員、3番、栗原議員、5番、西塚議員、7番、飯田議員、11番、森田議員、12番、鈴木議員、以上6名を議会広報編集委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名を議会広報編集委員会委員に選任することに決定しました。

恐れ入りますが、これより総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、

議会広報編集委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選していただきますので、お願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時49分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

先ほど各委員会から正副委員長の互選結果を受けましたので、事務局長より報告させます。

○議会事務局長（向井青一君） それでは、総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会のそれぞれの委員長及び副委員長の互選結果、また議会広報編集委員会副委員長の互選結果につきまして、御報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に1番、笠井議員、副委員長に12番、鈴木議員、文教厚生常任委員会委員長に3番、栗原議員、副委員長に11番、森田議員、議会運営委員会委員長に12番、鈴木議員、副委員長に10番、藤井議員、議会広報編集委員会副委員長に1番、笠井議員がそれぞれ当選されました。

なお、議会広報編集委員長につきましては、東伊豆町議会広報発行に関する規定第3条第2項の規定に基づき、副議長が委員長を務めることになっております。

以上でございます。

○議長（飯田桂司君） 以上をもちまして、各委員会からの正副委員長互選結果の報告を終了いたします。

---

## ◎日程第12 東河環境センター議会議員の選挙

○議長（飯田桂司君） 日程第12 東河環境センター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東河環境センター議会議員に、5番、西塚議員、6番、内山議員、13番、定居議員の3名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました5番、西塚議員、6番、内山議員、13番、定居議員の3名を東河環境センター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました3名の方が東河環境センター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

### ◎日程第13 伊豆斎場組合議会議員の選挙

○議長（飯田桂司君） 日程第13 伊豆斎場組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

伊豆斎場組合議会議員に、8番、村木議員、10番、藤井議員、2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました8番、村木議員、10番、藤井議員の2名を伊豆斎場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました2名の方が、伊豆斎場組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎日程第14 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙

○議長（飯田桂司君） 日程第14 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に、1番、笠井議員、14番、山田議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました1番、笠井議員、14番、山田議員、2名を一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました2名の方が、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

### ◎日程第15 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙

○議長(飯田桂司君) 日程第15 駿東伊豆消防組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

駿東伊豆消防組合議会議員に、6番、内山議員、14番、山田議員の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました6番、内山議員、14番、山田議員、2名を駿東伊豆消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名しました2名の方が、駿東伊豆消防組合議会議員に当選されました。

当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

---

◎日程第16 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第16 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、2番、稲葉議員の退席を求めます。

（2番 稲葉義仁君退場）

○議長（飯田桂司君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を東伊豆町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

（議会議員）

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本1219番地の46。

氏名、稲葉義仁。

提案理由を申し上げます。

前任者が、平成29年5月18日をもって、辞職願が提出され許可したため、新たに町議会からの選出者として就任を願うものであり、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第1号 東伊豆町監査委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

2番、稲葉議員の入場を許します。

(2番 稲葉義仁君入場)

---

◎日程第17 同意案第2号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第18 同意案第3号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

◎日程第19 同意案第4号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長(飯田桂司君) 日程第17 同意案第2号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてから日程第19 同意案第4号まで、以上3件を一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、5番、西塚議員、6番、内山議員、13番、定居議員の退席を求めます。

(5番 西塚孝男君、6番 内山慎一君、13番 定居利子君退場)

○議長(飯田桂司君) 町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま一括上程されました同意案第2号、第3号及び第4号について、説明をいたします。

まず初めに、同意案第2号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について。

東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に、次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1562番地の3。

氏名、西塚孝男。

次に、同意案第3号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取1159番地。

氏名、内山慎一。

続きまして、同意案第4号、同じく、住所、賀茂郡東伊豆町稲取1511番地。

氏名、定居利子。

提案理由を申し上げます。

この3件の同意案件は、前任者が平成29年5月18日をもって辞職したことにより、新たに町議会より3名の方々の就任をお願いする内容であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第2号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてから同意案第4号まで、以上3件については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

5番、西塚議員、6番、内山議員、13番、定居議員の入場を許します。

（5番 西塚孝男君、6番 内山慎一君、13番 定居利子君入場）

---

◎日程第20 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第20 同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題とします。



町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました同意案第5号について説明をいたします。

同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任について。

東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員に、次の者を選任することについて、東伊豆町稲取財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取967番地の2の3。

氏名、梅原 博。

提案理由を申し上げます。

漁業者代表として再任されております梅原氏が、平成29年5月20日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(飯田桂司君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(飯田桂司君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(飯田桂司君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第5号 東伊豆町稲取財産区管理会財産区管理委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第21 同意案第6号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

○議長（飯田桂司君） 日程第21 同意案第6号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 同意案第6号 東伊豆町固定資産評価員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取410番地。

氏名、福岡俊裕。

提案理由を申し上げます。

平成29年4月1日付の人事異動により、税務課長を固定資産評価員として新たに選任するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第6号 東伊豆町固定資産評価員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第22 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（飯田桂司君） 日程第22 東伊豆町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員には、

東伊豆町大川314番地、稲葉 保君。

東伊豆町稲取2830番地、梅原 学君。

東伊豆町稲取397番地、前田和夫君。

東伊豆町奈良本1414番地、土屋 保君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を東伊豆町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました稲葉 保君、梅原 学君、前田和夫君、土屋 保君、以上の方が、東伊豆町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うこと

に決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東伊豆町選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、東伊豆町片瀬363番地、中村昌嗣君。

第2順位、東伊豆町稲取1270番地の1、鈴木誠喜君。

第3順位、東伊豆町大川612番地の4、稲本庄三君。

第4順位、東伊豆町白田686番地、高橋和彦君。

以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を東伊豆町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、中村昌嗣君、第2順位、鈴木誠喜君、第3順位、稲本庄三君、第4順位、高橋和彦君、以上の方が順序のとおり、東伊豆町選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長(飯田桂司君) ここで、町長より発言の許可を求められておりますので許可いたします。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、御挨拶を兼ねて正副議長就任に当たって、お祝いの言葉を述べさせていただきます。

このたびの議会人事の改選につきましては、滞りなく全ての人事が終了し、新たな議会の体制が円満のうちに整ったとの報告を受けまして、心からお祝いを申し上げます。

退任されました村木議長並びに山田副議長を初め、重責を担った方々におかれましては、人口減少や少子高齢化の急速な進展の中、そして、厳しい行財政環境のもとにおいて、円滑なる議会運営と当局との調整に御尽力いただくなど、その功績に改めまして感謝の意を表したいと思います。

また、このたびの改選によりまして、新たに就任されました飯田議長並びに西塚副議長におかれましては、御就任、まことにおめでとうございます。

これからも一層厳しさを増す社会経済環境のもとで、地方自治体におきましては行政経営改革の必要性が、より一層求められております。今後も御苦労をおかけすることも多いと思いますが、議会の円滑なる運営に御尽力を賜り、東伊豆町のさらなる発展を期す上からも、諸問題の解決において当局と一丸となって取り組んでいただけるようお願いいたしますところでございます。

また、新たに総務経済常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会並びに各種組合議会等の委員構成も滞りなく決定いたしまして、正副委員長が選出されたことにつきましても、改めて心からお喜び申し上げます。

議員各位の各種委員会等の活動は、町政発展に果たす役割の重要性が多岐でありまして、委員長、副委員長と連携し、闊達なる委員会活動を期待するところでございます。

結びに当たりまして、この東伊豆町議会、ますますの御進展と皆様方の御健勝と御活躍を心よりお祈り申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（飯田桂司君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成29年東伊豆町議会第1回臨時会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午後 3時13分